

ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用規約

ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用規約

第1条 (目的)

ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用規約 (以下、本利用規約) は、大阪府が提供する ODPO (Open Data Platform in Osaka) (以下、ODPO) の利用に際し、ODPO の利用者が遵守すべき利用条件を定めています。本利用規約に同意いただけない場合、ODPO を利用することは出来ません。

第2条 (定義)

本利用規約において使用する用語は次の各号の意味で使用します。

- (1) 「ODPO 提供者」とは、大阪府をいいます。
- (2) 「ODPO 利用者」とは、本利用規約に同意の上、ODPO を利用する者をいいます。
- (3) 「テナント」とは、ODPO 上における ODPO 利用者が属するグループであり、カタログの登録などができる組織ごとの領域をいいます。
- (4) 「ODPO fiware」とは、ODPO が提供するサービスの一つであり、デジタル庁が推奨する fiware モジュールを採用したデータ連携基盤サービスをいいます。
- (5) 「アカウント認証情報」とは、ODPO 利用者を識別するために ODPO 提供者が発行する認証情報や、ODPO fiware にデータを登録する際に必要な認証情報を指します。
- (6) 「データ利用アプリケーション」とは、ODPO 利用者が ODPO 上に掲載されたデータを利用して開発するアプリケーションやプログラムなどをいいます。
- (7) 「ODPO 提供情報」とは、ODPO を経由して提供される情報をいいます。
- (8) 「エンドユーザ」とは、データ利用アプリケーションを利用するユーザをいいます。
- (9) 「本契約」とは、本利用規約を内容として ODPO 提供者と ODPO 利用者との間で成立する、ODPO の利用に係る契約をいいます。
- (10) 「利用要綱」とは、大阪府が ODPO の利用にあたり必要な事項を定めた ODPO (Open Data Platform in Osaka) 利用要綱のことをいいます。
- (11) 「相互利用」とは、ODPO とは異なるデータ連携基盤と ODPO のデータ連携基盤を相互連携させることにより、基盤間でデータを流通させる方式をいいます。
- (12) 「相互利用対象データ」とは、相互利用により流通されるデータをいいます。
- (13) 「相互利用対象データ連携基盤」とは、ODPO との間で相互利用をおこなう対向側データ連携基盤をいいます。
- (14) 「相互利用対象データ提供者」とは、データの提供を行う ODPO 利用者であって相互利用対象データ連携基盤の定める規約に同意の上、相互利用データを提供する者をいいます。
- (15) 「相互利用対象データ利用者」とは、データを利用する ODPO 利用者であって相互利用対象データ連携基盤の定める規約に同意の上、相互利用対象データを利用する者をいいます。

第3条（会員種別）

本サービスの会員は以下2種類に定義されます。

- データ利用限定会員

ODPO からデータ取得・利用のみを行う会員のことをいい、ODPO 提供者へ利用を申請した個人単位の会員になります。

※会員登録は、個人事業主、法人、行政機関、またはその他の団体に所属する者に限ります。

また、所属する会社・団体が発行した独自のメールアドレスを使用して申請することが必要となります。

※大阪府がスマートシティサービスとして関与するサービスにおいて ODPO を利用する場合は、「データ提供・利用会員」の申請が必要となります。

- データ提供・利用会員

ODPO へデータ提供および ODPO からデータ取得・利用を行う権限を有する会員のことをいい、ODPO 提供者へ申請した申請者が所属する団体単位の会員になります。データ提供・利用会員には、ODPO 提供者よりテナントと呼ばれる団体内の利用者が属する領域が提供され、テナントに属するアカウントはすべてデータ取得・利用会員となります。

なお、令和7年3月31日以前に ODPO 提供者が登録したテナントに属する ODPO 利用者は本会員に含まれます。

※会員登録は個人事業主、法人、行政機関、またはその他の団体に所属する者に限ります。

※テナントに属する ODPO 利用者のうち、特定の ODPO 利用者においてはデータ提供権限を不可にするなど、ODPO 利用者ごとに所定のロール(アカウントに付与される機能の利用権限・範囲。ロールの詳細は ODPO 利用マニュアルを参照)設定を行えます。

※大阪府がスマートシティサービスとして関与するサービスにおいて ODPO を利用する場合は、「データ提供・利用会員」の申請が必要となります。

会員ごとに付与される主な権限は以下の通りです。

権限	データ利用限定会員	データ提供・利用会員
カタログの閲覧	○	○
カタログに登録されているファイル（データ）の取得・利用	○ 公開範囲が「公開」*3かつデータモード*4が「ファイル/リンク」または「外部連携」となっているもののみ取得・利用が可能	○ ロール設定によってアカウントごとに所定の権限設定が可能
カタログ作成・変更・削除	×	○ ロール設定によってアカウントごとに所定の権限設定が可能
カタログのファイル（データ）	×	○

登録・変更・削除		ロール設定によって アカウントごとに所定の権限設定が 可能
テナント*1の付与	×	○ 申請団体ごとのテナントを付与
テナント内のアカウント作成	×	○ テナント管理者が管理するテナント 内でのみアカウント作成が可能
アカウントのロール設定*2範囲	— User 権限のみ付与	○ テナント管理者が作成するアカウン トごとに所定のロール設定が可能
ODPO fiware の利用	×	○ 別途、ODPO 提供者に対して申請 することで利用可能

*1：ODPO 上における組織の利用者が属するグループであり、カタログの登録などができる組織ごとの領域。

*2：アカウントに付与される機能の利用権限・範囲。ロールの詳細は ODPO 利用マニュアルを参照。

*3：公開はカタログとデータを両方とも公開し、誰でも同じ条件でデータを利用できるもので、例として自治体のオープンデータ、サンプルデータが挙げられる。

*4：データカタログの種類。ODPO にはファイル/リンク、外部連携、Key Value、エンティティの4種類のデータモードがある。

第4条（会員種別の変更）

- (1) ODPO 利用者は、別の会員種別へ変更する際は、ODPO 提供者が定めた手続きに従い変更申請をすることが出来ます。
- (2) ODPO 提供者は、前項の申請に対する変更の可否を審査し変更を認める場合には、その旨を申請者に通知します。
- (3) 前項の通知をもって申請者と ODPO 提供者との間で本契約が成立し、申請者は変更後の会員種別の ODPO 利用者として ODPO を利用することが出来るようになります。

第5条（登録）

- (1) ODPO の利用を希望する者は、本利用規約に同意し真正かつ正確な所定の情報（以下、登録事項）を記載し提出することにより、ODPO 提供者に対し、ODPO の利用登録を申請することが出来ます。
- (2) ODPO 提供者は、前項の申請に対する登録の可否を審査し登録を認める場合には、その旨を申請者に通知します。
- (3) 前項の通知をもって申請者と ODPO 提供者との間で本契約が成立し、申請者は ODPO 利用者として ODPO を利用することが出来るようになります。
- (4) ODPO 利用者の登録事項に変更が生じた場合、ODPO 提供者が定めた条件に従うことで登録事項を変更できるものとします。この内、ODPO 提供者に届けが必要なものは、ODPO 提供者による届け出内容の確認

- (イ) ODPO に係るコンピューターシステム、通信回線等が事故により停止した場合
 - (ウ) 火災、停電、事故、天災地変などの不可抗力により ODPO の提供ができなくなった場合
 - (エ) その他、運用や技術上、ODPO 提供者が緊急の停止が必要であると判断した場合
- (8) ODPO は、日本国内での利用を対象としているため、ODPO にて取得したデータ等を日本国外のサービスに利用することはできません。

第8条（負担金等）

ODPO 利用者は、ODPO の利用にかかる各種負担金等について、ODPO 提供者が別途定めるところに従うこととします。

第9条（データ利用における ODPO 利用者の義務・責任）

ODPO 利用者は、データを取得・利用するために ODPO を利用する場合、次の各号を遵守するものとします。

- (1) ODPO 利用者の中、データ利用限定会員は、ODPO 提供者より提供を受けたアカウント認証情報における「アカウント名」、「メールアドレス」、「ログ通知メール受信」を変更する場合は、ODPO 提供者に変更申請を行うこととし、無断での変更をしてはならないものとします。なお、「パスワード」の変更については、ODPO 提供者への変更申請は不要とします。
- (2) ODPO 利用者は、ODPO のデータ利用については、住民福祉の向上に資することを目的とし、その他の利用に際しては、ODPO 提供者に相談するものとします。
- (3) ODPO 利用者は、データを提供する場合、ODPO 利用者が提示するデータの利用条件を確認し、これを遵守するものとします。ODPO 利用者が利用条件を遵守しなかったことにより発生した問題について、ODPO 提供者は一切の責任を負わないものとします。
- (4) ODPO 利用者は、データを提供する場合、ODPO 利用者からの求めに応じて、ODPO 利用者間で別途直接データの利用に関する契約を締結し、データを利用することができます。ODPO 提供者は、当該契約に関し責任を負わないものとします。

第10条（データ提供における ODPO 利用者の義務・責任）

ODPO 利用者が本 ODPO を利用してデータを提供する場合、次の各号を遵守するものとします。

※データを提供するための利用は、データ提供・利用会員のみ可能です。データ利用限定会員はデータを提供するための利用権限を有していません。

- (1) ODPO 利用者は、データカタログおよびデータの内容ならびにその取り扱いの適法性について責任を負い、適法性を適切に確認した上でデータを提供するものとします。
- (2) ODPO では、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条に定義される情報）の提供を認めていないため、ODPO 利用者は個人情報以外の情報のみを提供するものとします。
- (3) ODPO 利用者は、自ら公開もしくは限定公開として掲載したデータカタログの情報の一部（カタログ名、データ概要等）を、ODPO 提供者が ODPO 掲載データとして引用・公表することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (4) ODPO 利用者は、提供するデータに利用条件（例：二次流通の制限、特定用途での利用制限など）がある場合、自己の責任において、データを利用する他の ODPO 利用者に当該条件を明確に伝えた上で提供するものとします。

のとします。なお、ODPO 提供者は、ODPO 利用者が定める利用条件の内容およびその適法性を保証せず、一切の責任を負わないものとします。

- (5) ODPO 利用者は、必要に応じて、データを利用する他の ODPO 利用者との間で、データの提供に関する契約を直接締結し、データを提供することができます。なお、ODPO 提供者は、当該契約に関して一切の責任を負わないものとします。
- (6) ODPO 利用者は、ODPO の利用、データ利用アプリケーション、およびこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等が行われた場合、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん、または財産の処分が判明した場合、もしくはそれらの具体的な可能性を認識した場合、直ちに ODPO 提供者へ報告するものとします。
- (7) ODPO 利用者は、前項の場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、ODPO 提供者と協力し、原因の究明および対策を行うものとします。なお、ODPO 提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該データを利用する ODPO 利用者の ODPO の利用を制限または停止することができるものとします。

第 1 1 条 (相互利用対象データ提供者の義務・責任)

- (1) 相互利用対象データ提供者は、本利用規約における「ODPO 利用者」に課せられる条件および義務を遵守するものとします。
- (2) 相互利用対象データ提供者は、相互利用対象データ連携基盤の利用規約や別途定める規定を遵守するものとします。

第 1 2 条 (相互利用対象データ利用者の義務・責任)

- (1) 相互利用対象データ利用者は、本利用規約における「ODPO 利用者」に課せられる条件および義務を遵守するものとします。
- (2) 相互利用対象データ利用者は、相互利用対象データ連携基盤が定める利用規約等を遵守するものとします。

第 1 3 条 (禁止事項)

ODPO 利用者は、ODPO の利用又はデータ利用アプリケーション及びこれに関連するサービスに関し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、条例又は公序良俗に反する行為。
- (2) 国民の安全に脅威を与える行為。
- (3) ODPO 提供者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- (4) ODPO の運用や第三者による利用を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) 短時間における大量のアクセスその他 ODPO の運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- (6) ODPO 提供者又は第三者の財産権、知的財産権（著作権、特許権、商標権その他の財産権を含む。以下同様）、信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
- (7) コンピュータウイルス等を用いて、ソフトウェア又は通信機器等の適切な動作を妨害、破壊もしくは制限する行為、またはその恐れのある行為。
- (8) 住民福祉の向上に資することがない行為。
- (9) 提供されたデータを名寄せや他のデータとの突合により特定の個人を識別可能な情報とする行為。

(10) 上記各号の他、本府が利用者による ODPO の利用を不適切と判断する行為。

第14条 (任意退会)

- (1) ODPO 利用者は、ODPO の利用を終了する際は、ODPO 提供者が定めた申請書に登録事項を記載し提出することにより、ODPO 提供者に対し、ODPO の退会を申請することが出来ます。
- (2) ODPO 提供者は、前項の申請をもって ODPO 利用者の登録を解除し、退会の処理をするものとします。

第15条 (利用解除)

ODPO 提供者は、ODPO 利用者が本利用規約の各条項及び利用要綱の各条項に違反した場合、その原因に係る当該 ODPO 利用者の帰責性の有無にかかわらず、事前の通告なしに、ODPO の利用を全部もしくは一部を停止し又は本契約を解除することが出来るものとします。

第16条 (権利の帰属・利用)

- (1) ODPO に係る知的財産権は、ODPO 提供者又は当該権利を有する第三者に帰属するものとし、ODPO 利用者は、本利用規約等に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も取得しないものとします。
- (2) ODPO 利用者は、ODPO を利用してデータ利用アプリケーションおよびこれに関連するサービスを提供するにあたり、ODPO 提供者又は当該権利を有する第三者が定めた方法によってのみ、ODPO 提供者又は当該権利を有する第三者の商標及び商号等を使用することができるものとします。
- (3) ODPO 利用者から提供されたデータカタログ及びデータの権利は、データ提供元の ODPO 利用者に帰属します。また ODPO からリンクされているサイト（以下、リンク先サイト）のデータカタログ及びデータの権利についてもデータ提供元の ODPO 利用者に帰属します。データカタログ及びデータの利用にあたっては、データカタログ及びデータの権利を有しているデータ提供元の ODPO 利用者の利用条件や規約等をご確認ください。
- (4) 前項に記載のとおり、データカタログ及びデータの権利はデータ提供元の ODPO 利用者に帰属しますので、データカタログやデータを提供する場合は、データ提供元の ODPO 利用者の責任にて利用条件等の遵守事項を定めてください。

第17条 (免責)

- (1) ODPO 提供者は、ODPO について次の各号につき、いかなる保証も行いません。さらに、ODPO 利用者が ODPO 提供者から直接又は間接に ODPO に関する情報を得た場合であっても、ODPO 提供者は ODPO 利用者に対し本利用規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行いません。
 - (ア) ODPO の利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
 - (イ) ODPO 又は ODPO 提供情報の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性
 - (ウ) ODPO を提供するためのシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
 - (エ) ODPO 利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性
- (2) ODPO 提供者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により ODPO 利用者に生じた損害について責任を負いません。

- (3) データカタログおよびデータの利用においては、データ提供元の ODPO 利用者が定めた利用条件や規約等に基づくため、データを利用する ODPO 利用者の利用方法等に関して、ODPO 提供者は責任を負いません。
- (4) データカタログ及びデータの内容や適法性等については、データ提供元の ODPO 利用者の責任とし、ODPO 提供者は責任を負わないものとします。
- (5) ODPO 利用者の本利用規約違反または利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じたすべての苦情や請求については、ODPO 利用者自身の費用と責任で解決するものとし、ODPO 提供者は責任を負わないものとします。
- (6) データカタログやデータを含む ODPO に掲載されている情報は、予告することなく名称や内容等の改変、削除、提供の停止を行うことがあります。また、ODPO の URL は、トップページを含めて予告することなく変更する場合があります。
- (7) データカタログやデータを含む ODPO の掲載情報の改変、削除、提供の停止や ODPO の URL の変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合に起因又は関連して発生する損害について、ODPO 提供者は責任を負わないものとします。
- (8) ODPO 提供者は、リンク先サイトについて、その掲載情報の正確性、合法性等を保証しません。リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合は、ODPO 利用者ご自身の責任で対処してください。

第18条（補償/賠償）

- (1) ODPO 利用者は、本利用規約等の違反により ODPO 提供者又は第三者（エンドユーザを含む）に損害が発生した場合、当該損害の全額（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
- (2) ODPO 利用者は、データ利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関連して、第三者（エンドユーザを含む）との間で生じたクレーム、請求その他の紛争等については、自らの費用と責任において解決するものとします。
- (3) ODPO 提供者は、ODPO 提供者の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる場合においても、ODPO の利用に関して ODPO 利用者を生じた損害について損害賠償責任を負わないものとします。
- (4) ODPO 利用者の本利用規約違反若しくは ODPO 利用者による第三者（エンドユーザを含む）の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関して ODPO 提供者に費用が発生した場合、ODPO 利用者は当該費用を弁償するものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

- (1) ODPO 提供者及び ODPO 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (ア) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (イ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- (エ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (オ) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) ODPO 提供者及び ODPO 利用者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (エ) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (オ) 反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為
- (カ) その他前各号に準ずる行為
- (3) ODPO 提供者及び ODPO 利用者は、相手方が本条に違反した場合には、何らの催告をすることなく本契約を解除することが出来るものとします。
- (4) ODPO 提供者及び ODPO 利用者は、前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わず、当該解除に起因して自己に生じた損害については、相手方に対し損害賠償請求することが出来るものとします。

第20条（秘密保持）

ODPO 利用者は、ODPO 提供者が ODPO 利用者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、ODPO 提供者の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第21条（個人情報の取扱）

- (1) ODPO 提供者は、ODPO の提供に関して取得した利用登録事項やアカウント認証情報等の個人情報を以下の目的で使用するものとします。
- ・本人確認のため
 - ・ODPO の提供に係るアカウント発行作業等のため
 - ・ODPO の利用に必要な連絡のため
 - ・ODPO に関する問い合わせ等への回答のため
 - ・インシデント発生時等の連絡のため
- (2) ODPO 提供者は、ODPO のサービス提供に関して取得した登録事項やアカウント認証情報等の個人情報を取り扱う場合は、関係する法令やガイドラインに順守し、適切に取り扱います。

第22条（規約の変更）

ODPO 提供者は、本利用規約を変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生時期を予め周知することにより、ODPO 利用者の個別の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することが出来るものとします。

第23条（提供の終了）

ODPO 提供者は、ODPO 提供者の都合により、ODPO のサービス提供を終了することが出来ます。この場合、ODPO 提供者は、ODPO 利用者に事前に通知するものとします。

第24条（連絡/通知）

- (1) ODPO 提供者から ODPO 利用者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、又はインターネット上の ODPO 提供者の Web サイトへの掲載等、ODPO 提供者が適当と判断する通知手段によって行います。
- (2) ODPO 利用者は、有効に受信可能なメールアドレスの設定を行うものとします。ODPO 利用者は、ODPO 提供者から ODPO 利用者宛に送信される電子メールの受信を拒否する設定等を行わないものとします。
- (3) ODPO 提供者が ODPO 利用者から届出のあった住所、メールアドレス等宛に書面又は電子メールによって連絡を発信した場合、届出事項の不備もしくは変更、受信拒否設定、通信事情その他 ODPO 提供者の責めによらない事由により延着又は不着となった時であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) ODPO 利用者から ODPO 提供者への連絡は、ODPO 提供者が別途定める方法にて行うものとします。
- (5) ODPO 提供者が ODPO 利用者のデータやカタログを削除する際には、原則として ODPO 利用者に対して通知を行います。ただし、緊急性が高い場合には、削除後に通知を行うことがあります。

第25条（権利義務等の譲渡禁止）

ODPO 利用者は、相手方の事前の書面等による承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供することは出来ません。

第26条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本利用規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとします。

第27条（準拠法及び管轄裁判所）

- (1) 本利用規約は日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) ODPO の利用及び本利用規約に関する紛争については、本府の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

第28条（本利用規約違反への対応）

- (1) 本利用規約に違反するような行為等を発見された場合は、大阪府 HP に記載の問合せ先までご連絡ください。ODPO 提供者は、必要があると認めるときは、当該連絡に基づき必要な措置を講じるものとします。
- (2) ODPO 提供者は、ODPO 利用者が提供したデータに利用規約違反が含まれると判断した場合、速やかに当該データを削除する権利を有します。この権利の行使にあたっては、ODPO 提供者の独自の判断に基づき、事前または事後に当該データの提供元である ODPO 利用者に通知を行います。

第29条（リンクについて）

ODPO のサイトへのリンクは原則自由です。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。また、リンク元サイトに掲載されている内容が、公序良俗に反するものや、法令等に違反し、又は違反するおそれがある内容を含むものである場合は、ODPO のサイトへのリンクをお断りします。リンクを設定する際は、ODPO のサイトへのリンクである旨を明示してください（許可や連絡は必要ありません）。

附則

本利用規約は令和5年10月13日から適用します。

本利用規約の改定は令和6年3月11日から適用します。

本利用規約の改定は令和6年3月26日から適用します。

本利用規約の改定は令和6年6月27日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年2月17日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年4月1日から適用します。

本利用規約の改定は令和7年4月23日から適用します。